

・ 合同供養墓「園（やすらぎ）の塔」規約 ・

（管理者）

第一条 合同供養墓「やすらぎの塔」は宝蔵寺代表役員がこれを管理する。

（埋骨者）

第二条 合同供養者「やすらぎの塔」は宗派・宗旨を問わず、宝蔵寺代表役員が許可すれば、いかなる人の遺骨をも埋骨することができる。

（埋骨条件）

- 第三条
- （1）人の遺骨以外のものを埋骨することはできない。
 - （2）埋骨するときは埋骨者の許可承認を得たうえ、管理者の立会いを得なければならない。
 - （3）いったん埋骨した遺骨は取り出すことはできない。

（埋骨者の登録）

第四条 管理者は埋骨者の記録を基籍簿に記し永久に保存しなければならない。

（祭祀方法）

- 第五条
- （1）祭祀は管理者が真言宗豊山派の教義に則り行う。
 - （2）宝蔵寺の僧侶以外の者が祭祀することはできない。

（埋骨の手続き）

- 第六条
- （1）遺骨を埋骨希望の者は、各市町村の発行する理（改）葬許可証を管理者に提出しなければならない。
 - （2）埋骨時に当寺規程の納骨供養料を納めなければならない。

（不可抗力による事故の責任）

第七条 寺境内において自然災害等の不可抗力や第三者によって生じた事故・損害・盗難等については管理者にその責任を問えない。

付則 本規約は平成 18 年 6 月 1 日より実施する